

～ご継続時に保険料が上がるお客さまへ～

事故以外で自動車保険の保険料が上がる 主な理由をおこたえします

三井住友海上では、1～20等級の区分によって保険料が割引・割増される等級別料率制度を採用しています。保険金をお支払いする事故が発生すると、等級が下がって継続契約の保険料が上がりますが、それ以外にも継続契約の保険料が上がるケースがあります。

自普乗: 自家用普通乗用車 **自小乗**: 自家用小型乗用車 **自軽四乗**: 自家用軽四輪乗用車



事故はありませんが、前契約より保険料が上がっています。
なぜですか？

ご契約のお車の用途車種が **自普乗**・**自小乗**・**自軽四乗** の場合

運転者年齢条件が
「26才以上補償」または
「35才以上補償」の場合

昨年まで新車割引が適用
されていなかったですか？

新車割引の適用期間が過ぎた
場合、保険料が上がることがあります。

新車割引について
詳しくは以下 **1** へ

昨年までASV割引が適用
されていなかったですか？

ASV割引の適用期間が過ぎた
場合、保険料が上がることがあります。

ASV割引について
詳しくは裏面 **2** へ

お車の型式別料率クラス
が変わっていませんか？

ご契約のお車の型式別料率ク
ラスが変わる場合、保険料が
上がることがあります。

型式別料率クラス制度について
詳しくは裏面 **3** へ

記名被保険者の方の年齢が
上がり、記名被保険者年齢別
料率が変わっていませんか？

継続時に記名被保険者年齢別
料率が変わる場合、保険料が
上がることがあります。

記名被保険者年齢別料率について
詳しくは裏面 **4** へ

1 新車割引

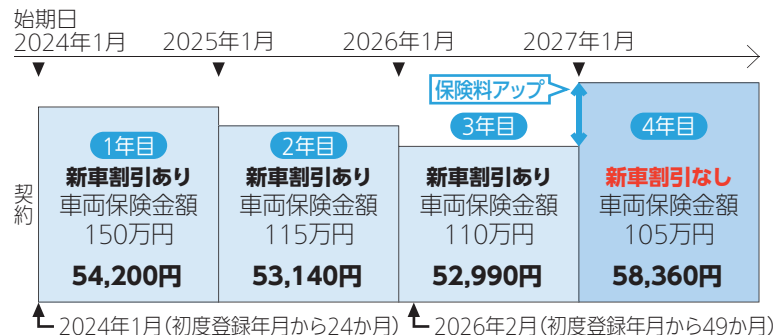
ご契約のお車の用途車種が **自普乗**・**自小乗**・**自軽四乗** で、次の場合に適用される割引です。

	ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内			
	6等級(S)の場合		左記以外の場合	
	対人賠償、対物賠償、 人身傷害(注)、搭乗者傷害、 自損傷害	車両保険	対人賠償、対物賠償、 人身傷害(注)、搭乗者傷害、 自損傷害	車両保険
自普乗 ・ 自小乗	割引 35%	割引 36%	割引 9%	割引 11%
自軽四乗	割引 34%	割引 29%	割引 8%	割引 2%

(注) 自動車事故特約をセットした場合には、割引率が小さくなります。

※割引率は、2022年12月以前始期契約と異なります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

<保険料例>ご契約の始期日が2024年1月1日で、初度登録年月が2022年1月の場合



保険料例の契約条件(注) (4年間共通)

GK クルマの保険、保険期間:1年、一時払、記名被保険者:個人<45才>、ゴールド免許割引適用、日常・レジャー使用、自家用普通乗用車、型式別料率クラス:車両7・対人・自損7・対物7・傷害7、20等級、事故有係数適用期間:0年、35才以上補償、対人賠償保険:無制限、対物賠償保険:無制限<免責金額なし>、人身傷害保険:5,000万円、傷害一時金(1万円・10万円)特約:あり、車両保険:あり<一般補償、免責金額:0-10万円>

(注) 自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。

※左記保険料例は、新車割引の適用イメージをご説明したものであり、将来の保険料改定や割引率改定等については考慮していません。

ご契約の継続時に、継続契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月を超えた場合は、新車割引が適用されなくなり、保険料が上がることがあります。

2 ASV割引

ご契約のお車が所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている「自普乗」・「自小乗」・「自軽四乗」で、次の場合に適用される割引です。

ご契約のお車の型式の発売年月	対人賠償、対物賠償、人身傷害 ^(注) 、搭乗者傷害、自損傷害、車両保険
ご契約の始期日の属する年から3年前の4月以降	割引 9%

(注) 自動車事故特約をセットした場合には、割引率は小さくなります。

なお、割引適用期間の考え方は次のとおりです。

始期日	用途車種	型式の発売年月				
		4月 2020年	4月 2021年	4月 2022年	4月 2023年	4月 2024年
2024年1月～12月	自普乗・自小乗・自軽四乗			割引対象 型式の発売年月が2021年4月以降		



ご契約の継続時に、ご契約のお車の型式の発売年月が上記割引対象期間に該当しなくなった場合は、ASV割引が適用されなくなり、保険料が上がることがあります。

3 型式別料率クラス制度

「自普乗」・「自小乗」・「自軽四乗」の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

① 型式別料率クラスの決定方法について

型式別料率クラスは、損害保険料率算出機構^(注1)が保険会社から収集した型式ごとの事故発生状況のデータをもとに^(注2)、補償の種類(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。「自普乗」・「自小乗」は1～17までの17段階、「自軽四乗」は1～3までの3段階に区分され、数値が大きいほど保険料が高くなります。

(注1) 損害保険料率算出機構では、その役割の一つとして、保険会社等から提供されたデータをもとに科学的・工学的手法を用いて将来の事故発生状況を予測しています。

(注2) 新たに国土交通省に型式登録されて発売された自動車(新型式車)は、事故発生状況が判明していないため、先行モデルの事故発生状況や新車価格、総排気量等から料率クラスを決定します。

② 型式別料率クラスの見直しについて

(毎年1月1日実施)

直近の事故発生状況を反映し、より適正かつ公平な保険料とするために、毎年1回、1月1日付で「型式別料率クラスの見直し」を行います。

具体的には、事故の少ない型式は低いクラスへ、事故の多い型式は高いクラスへ変更します。したがって、クラスが変更された型式のお車の継続契約では、ご契約の事故の有無にかかわらず保険料が変更となります。

型式別料率クラスの見直し(概要)

<例>ご契約の始期日が2024年1月の場合



同じ型式の自動車全体における過去3年間の事故発生状況に応じて、補償の種類(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに料率クラスを見直します。

クラス見直し1回目



2024年1月

クラス見直し2回目



2025年1月

クラス見直し3回目



2026年1月

…毎年見直しが続く

該当する型式の保険金総額が、基準となる保険金の約1.2倍超となる場合 2クラスアップ↑
 該当する型式の保険金総額が、基準となる保険金の約1.1倍超となる場合 1クラスアップ↑
 該当する型式の保険金総額が、基準となる保険金の約0.91倍未満となる場合 1クラスダウン↓
 該当する型式の保険金総額が、基準となる保険金の約0.83倍未満となる場合 2クラスダウン↓

※「自普乗」・「自小乗」のみ

発売後約3年以上が経過した型式は、基準となる保険金の約0.76倍未満となる場合、3つ以上クラスがダウンする場合があります。

上記以外の場合 クラスすえおき(保険料は変わりません)

4 記名被保険者年令別料率

記名被保険者が個人で、運転者年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」^(注)でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別料率によって、保険料が決まります。

(注) 『自動車保険・一般用』では「35才以上補償」は設定できません。

●記名被保険者の年令が「59才以下」の場合は、次の記名被保険者年令別の料率が適用されます。 **29才以下** **30～39才** **40～49才** **50～59才**

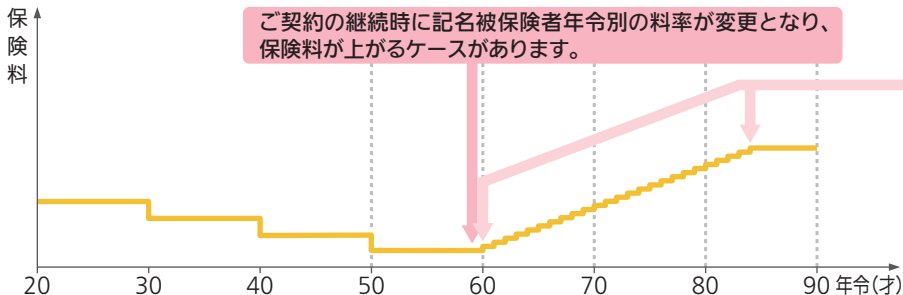
●記名被保険者の年令が「60才以上」の場合は、記名被保険者の年令(1才ごと)別の料率が適用されます。 **60才** **61才** ... **84才** **85才以上**

1才ごとに異なる料率が適用されます。

※記名被保険者の年令が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年令にかかわらず、一律の記名被保険者年令別の料率が適用されます。

記名被保険者年令別料率 イメージ

<2024年1月以降始期契約の場合> ※以下のグラフはイメージです。実際に適用される記名被保険者年令別料率は契約条件によって異なります。



ご契約の継続時に記名被保険者年令別の料率が変更となり、保険料が上がるケースがあります。

ご契約の継続時に記名被保険者の年令が60才～84才の場合は、年令が1才上がるごとに記名被保険者年令別の料率が変更となり、保険料が上がるケースがあります。

記名被保険者の年令が60才以上の場合、年令が上がるにつれ事故頻度が上昇する傾向にあることを踏まえ、記名被保険者の年令が59才以下の場合とは異なる記名被保険者年令別の料率を適用しています。



●『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険の略称です。

●このチラシは、新車割引、ASV割引、型式別料率クラス制度および記名被保険者年令別料率の概要をご説明したものです。また、保険期間が1年の場合についてご説明しています。ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス)

こちらから <https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

アクセスできます▶



<お客さまデスク> 0120-632-277(無料)